

今年も
やります！

in 代田区民センターまつり

代田地区 地区街づくり計画素案(たたき台)の オープンハウス(パネル展)



計画素案(たたき台)の内容や街づくりの取組みなどをパネル展示しますので、お気軽にお越しください。

**おまつりとあわせて
遊びにきてね！**

日時
令和7年
10月18日(土) 10:00~17:00
19日(日) 9:00~16:00

場所
代田区民センター
地下2階 第4会議室(代田 6-34-13)
※両日、「代田区民センターまつり」開催中！



ルール案を
楽しく知ることができる
パネルを企画中！



これまでの経過と今後の予定



街のつながり、アプリでひとつに！

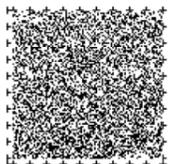
～地域コミュニティアプリ「common」を活用しよう！



世田谷区と東急株式会社は、令和7年6月に「『common』を用いた連携に関する協定」を締結しました。「common」ではスマホから簡単に地域のイベントやお店、防犯・防災などの情報を見たり、投稿したりすることができます。

代田を含む地域密着情報を区からも発信していきますので、是非ご活用ください。

【音声コード】



【問合せ先】 **世田谷区北沢総合支所街づくり課** (担当：是松、十川、大島)
〒155-8666 世田谷区北沢 2-8-18 (北沢タウンホール11階)
電話：03-5478-8073 (直通) / FAX：03-5478-8019
※電話受付時間：8時半～17時(土日祝を除く)

[区ホームページ] <https://www.city.setagaya.lg.jp/02209/4041.html>

※本通信に掲載の電子申請の申込先は、上記の区ホームページからアクセスできます。



街づくり通信

本紙は、代田1～6丁目にて世田谷区街づくり条例第12条第1項に基づく地区街づくり計画原案の提案を受けたことに伴い、世田谷区で地区街づくり計画の策定に向けた取組みをお伝えするため、対象地区(代田1～6丁目)にお住まいの方、土地・建物所有者の方にお届けします。

世田谷区では、代田の「地区街づくり計画」策定に向けて、**代田まちのみらい会議**を開催しています。前回(第4回)は、計画素案(たたき台)(折込参照)をご提示しました。第5回では計画に基づく取組みについて、意見交換します。計画検討も最終段階に入ってきました。是非ご参加ください。

第5回 代田まちのみらい会議

日程
令和7年
10月11日(土)
2会場で開催します！
(内容は同じです。)

テーマ
代田地区地区街づくり計画
素案(たたき台)の計画に基づくアクション
を確認しよう！

第4回みらい会議でのご意見を基に更新した計画素案(たたき台)について理解を深め、実現に向けた取組みを確認します。

参加方法
申込方法
・電子申請(右下の申込フォーム)
・電話又はファクシミリ(P4 問合せ先)
※ファクシミリの場合は参加希望の会場(北・南)・氏名・住所
・電話またはFAX番号・その他(配慮事項など)を明記
※電話受付時間：8時半～17時(土日祝を除く)

申込締切
令和7年 10月6日(月)
※手話通訳・ひととき保育をご希望の方は
9月26日(金)までにお申し込みをお願いします。

参加者募集！

<午前の部>
北会場

時間・場所
10:00～12:00
(受付開始 9:45)
代田区民センター
地下2階多目的室
代田 6-34-13

<午後の部>
南会場

時間・場所
14:00～16:00
(受付開始 13:45)
さくら花見堂
第1・第2集会室
代田 1-13-14

▼申込フォーム
はこちら



定員：各回 20人

Topics

- 第5回 代田まちのみらい会議参加者募集・・・P1
- 第4回 代田まちのみらい会議開催報告・・・P2、3
- <折込> 代田地区 地区街づくり計画素案(たたき台)
- オープンハウス(パネル展)開催のお知らせ・・・P4
- 地域情報アプリ「Common」のお知らせ・・・P4

代田まちのみらい会議 開催報告

第4回

第4回のみらい会議では、代田地区地区街づくり計画素案(たたき台)を確認し、街づくりパンフレットについて意見交換を行いました。



開催概要

日時
令和7年7月6日(日)
10:00~12:30

参加者
合計23名
(会場20名・オンライン3名)

場所
代田区民センター
地下2階 多目的室

配布資料・開催記録は区ホームページをご覧ください。

【意見交換】 テーマ『地区街づくり計画素案(たたき台)を確認しよう』

これまでご提示していた街づくりの目標・方針に新たに「建物を建てる時のルール案」を加え、皆さまと意見交換を行いました。いただいたご意見を踏まえ、引き続き素案の検討を進めます。

目標・方針へのご意見

- 前文は全体的に短くしてはどうか
- 閑静な住宅地の住民とにぎわいのある下北沢からの来街者の関係に触れてはどうか
- 「災害に強く、～暮らせるまち」に治安も入れてはどうか
- ごみ出しルールを実現できるように
- 空き家・空き店舗の対策の内容が不足しているのではないか
- 環七の役割や防災機能について、内容を追加してはどうか



建築時の誘導(建物のルール)へのご意見

狭い道路の整備

- セットバック部分は実際の道路と同じように整備できると良いが、難しい

垣、さくの整備、見通しの良い外構

- 囲み過ぎず開放感を大切にしたい街並みを目指したい
- 窓にシャッターを設置している住宅が増えている

緑化の促進

- みどりはメンテナンスも一緒に考える必要がある



「代田地区地区街づくり計画素案(たたき台)」を挟んでいます。取り出してご覧ください。

【意見交換】

テーマ『街づくりパンフレットを考えよう』

地区街づくり計画は、道路や公園、建物などの「ハード」の街づくりの計画です。加えて代田では、代田に関わる様々な人が、防犯やマナー、コミュニティ、歴史文化など「ソフト」のまちづくりの視点から地域の質や魅力を高めていく必要性について、多数のご意見・アイデアをいただけてきました。そこで、計画内容や計画に基づく取組みを地域の方が知るためのわかりやすいパンフレットを作成していきたいと考えています。

参加者の皆さんにどんなパンフレットになるとよいか、意見やアイデアをいただきました。

どんな形や大きさだと多くの人に見てもらえるか、考えました！

例)

- 楽しく説明できる 観音折
- たくさん配布できる 名刺サイズ
- 持ち運びやすい A5くらいの 小さな冊子

代田らしい街づくり計画を伝えるために、どんなイメージを大事にした冊子にするよいか、表紙のイメージ案に投票していただきました！

富士山のイメージを入れてほしい

代田のシルエットがわかるのはよい 代田を知らなくても魅力が伝わりやすい

ルール本らしさがあると守ろうと思うかも

ダイタラボッチの足跡が象徴的

表紙イメージ人気 No.1

歴史が感じられるイメージがよい

「パンフレットのアイデアを考えよう」へのご意見

どのような人に見てもらえると良い？

- 大人はもちろんだが、子どもも楽しめるように
- 土地を買うか迷っている人にも読んでほしい

どのような情報が載っていると良い？

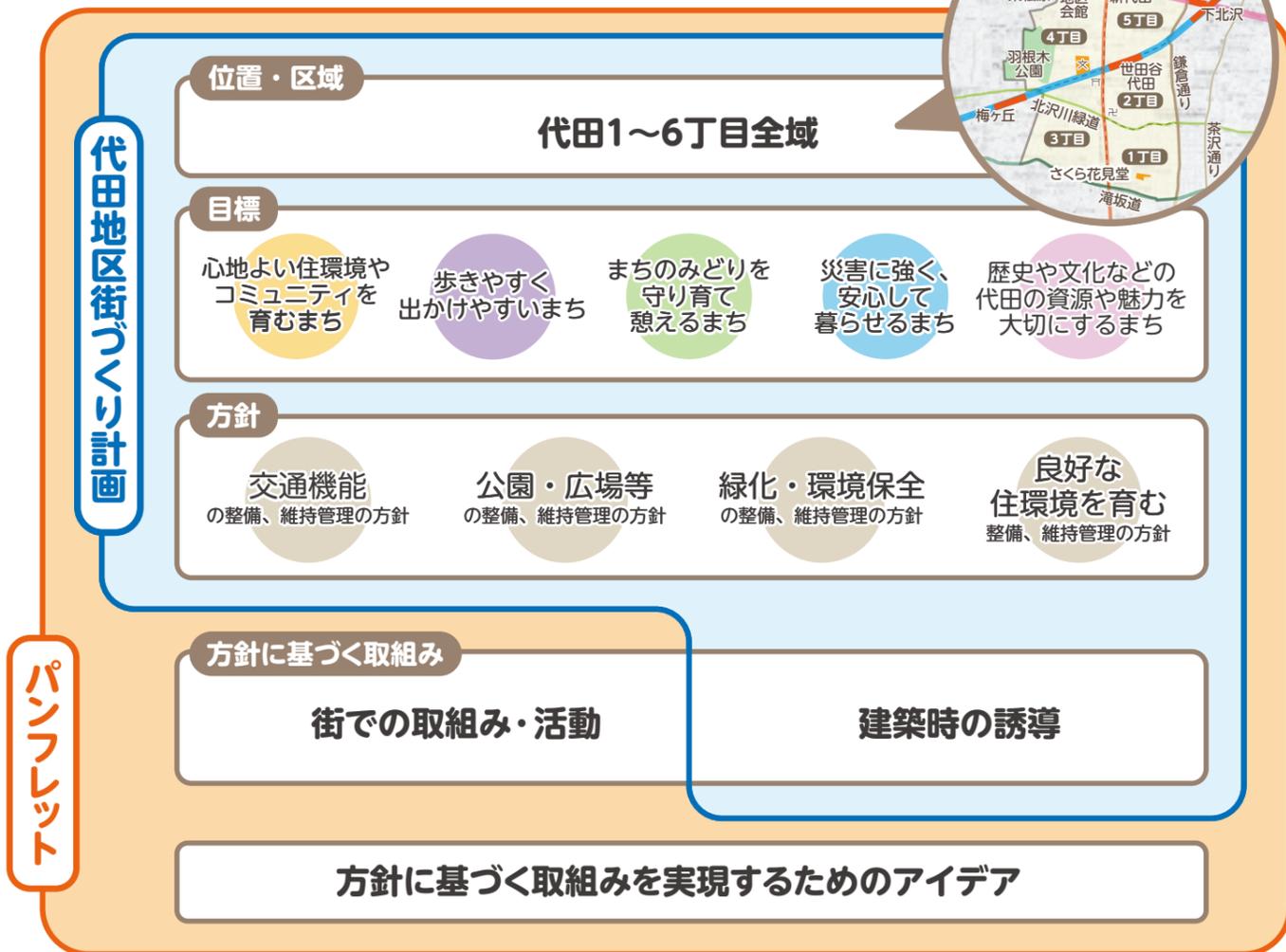
- 目的によって冊子を分けてはどうか
- 内容を詰めすぎず分かりやすくする
- 歴史を年表で示すと良いのではないか
- 謎解きなどのお楽しみ要素を入れる

WEBとの連携は？

- 二次元コードを上手に使って、パンフレットは簡易にわかりやすく
- WEBへの誘導は、結局読んでもらえない可能性もある
- 文字は少なく、文字だけでなくイラストや写真で分かるようにする



地区街づくり計画の構成



パンフレット

目標

本地区は、小田急線世田谷代田駅と井の頭線新代田駅を含む、代田地区全域である。環状七号線が縦貫し、にぎわいの拠点である下北沢に隣接しているながらも、北沢川緑道や羽根木公園等の魅力的なみどりを有する、閑静で良好な低層住宅を中心とした市街地である。この背景には、江戸時代から受け継がれる「代田餅搗き(区指定無形民俗文化財)」や、「ダイタラボッチ」の伝説をはじめとする地域の風習や文化、富士山の眺望などの地域の魅力を大切にする住民の思いがある。

また、本地区は、世田谷区都市整備方針(令和7年7月)において、良好な住環境の保全・育成等を図ることとしている。

小田急線の地下化に伴う上部利用施設や小学校の統合によるさくら花見堂、まもりやまテラスの複合施設の整備が完了し、これらの新たな施設等と共に代田地区が緩やかにつながり、住環境の調和を図りながら、更なる魅力を育み、安心して暮らせるよう、以下の目標のもと街づくりを推進する。

- 心地よい住環境や
コミュニティを
育むまち
- 歩きやすく
出かけやすいまち
- まちのみどりを
守り育て
憩えるまち
- 災害に強く、
安心して
暮らせるまち
- 歴史や文化などの
代田の資源や魅力を
大切にするまち

方針

交通機能 の整備、維持管理 の方針

■ 安全で快適に通行できる交通環境の形成

- ・建物の建築時以外にも機会を捉えて拡幅整備を進めるとともに、各主体が適切に樹木の維持管理を行う等により、見通しを確保します。
- ・歩行者、自転車、自動車が安全に共存できるよう、交通安全の促進を図ります。

■ 外出しやすい環境整備

- ・住宅地が主体で狭い道や坂道が多い地区特性を踏まえ、座れる場の設置など、ユニバーサルデザインの視点を取り入れながら、安心して外出しやすい、移動しやすい環境の整備を促進します。
- ・暑熱対策に効果的なグリーンインフラ整備を促進します。
- ・通りの安全性及び防犯効果を高めるため、建築物や外構の整備に伴う夜間照度や視認性を確保します。

公園・広場等 の整備、維持管理 の方針

■ 公園等の整備

- ・大規模敷地の土地利用転換や寄付等の機会を捉え、防災上有効な機能や空間、みどり豊かな憩いの場や地域コミュニティの場として、公園等を整備し、保全を図ります。

緑化・環境保全 の整備、維持管理 の方針

■ まちのみどり環境の保全・育成

- ・道路、緑道、公園・広場、建築敷地等の一帯でみどり豊かな潤いのある市街地環境の保全・育成を図ります。
- ・良好な住環境を維持するため、各主体が連携して適切なみどりの保全・創出、維持管理に努めます。
- ・北沢川緑道や羽根木公園のまとまったみどりを起点に、地域の生態系を保全し、地球温暖化対策を推進するため、場所に即した植生や緑陰、保水力の確保、環境負荷低減に配慮した施設的设计、設備の導入を促進します。

良好な 住環境を育む 整備、維持管理 の方針

■ 住宅地と調和する店舗等の促進

- ・環状七号線沿道や駅周辺では住宅地と調和する店舗等を誘導します。

■ コミュニティづくりの促進

- ・住む人、働く人など地区に関わる人たちが参加し、交流できる場づくりを支援します。世田谷代田駅前広場については交通機能を維持しながら地域の活性化に資する活用を支援できるよう、地区住民等と検討します。
- ・地区住民等がまちを知り、関心を高め、良好な住環境を育むための多様な情報発信を充実します。

■ まちのマナーの向上

- ・地区住民等が心地よく暮らせるよう、住環境の整備・維持管理などのマナーを啓発します。

■ 地域の治安向上

- ・地区一帯で防犯対策を促進し、犯罪を抑制します。

■ 防災力の向上

- ・豪雨時の下水道等への雨水の流出を抑制し、浸水被害の防止を図るため、雨水貯留浸透施設の整備を促進するとともに、水害に強い家づくりや備えを啓発します。
- ・災害時の避難の安全性を向上し、消防・救急活動の円滑化を図るため、ブロック塀を抑制し、狭あい道路の後退部分を通行上支障がないよう維持します。
- ・地区の防災力を高めるため、防災に係る情報の共有、防災活動への参加の促進を図ります。

■ 代田の歴史や文化の魅力の継承

- ・代田の歴史や文化の普及啓発、継承を図ります。
- ・世田谷代田駅前広場や代田富士356(みごろ)広場等からの富士山の眺望を大切にします。

その他 の方針

■ その他方針

- ・本計画に基づく街づくりを適正に実施し、10年程度を目途に街の変化や本計画の進捗を確認します。

建築時の誘導(案)

対象：戸建以外の建築物

外出や移動をしやすいするために

座れる場の整備

- ・道路側に歩行者が座れる場を設ける (特に大規模建築物)



対象：4戸以上の共同住宅・長屋等

心地よく暮らすために

駐輪場、ごみ置き場の設置

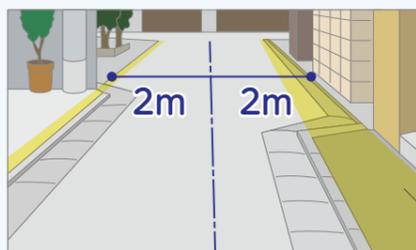
- ・駐輪場 [共同住宅・長屋] 戸数以上 [店舗等] 必要な台数
- ・ごみ置場 清掃事務所と協議し、敷地内に設置

対象：幅4m未満の道路に面する敷地

日常の通行や消防・救急活動を円滑に行うために

狭い道路の整備

- ・道幅4mになるよう拡幅
- ・道路状に整備 (工作物を設けない、物を置かない)



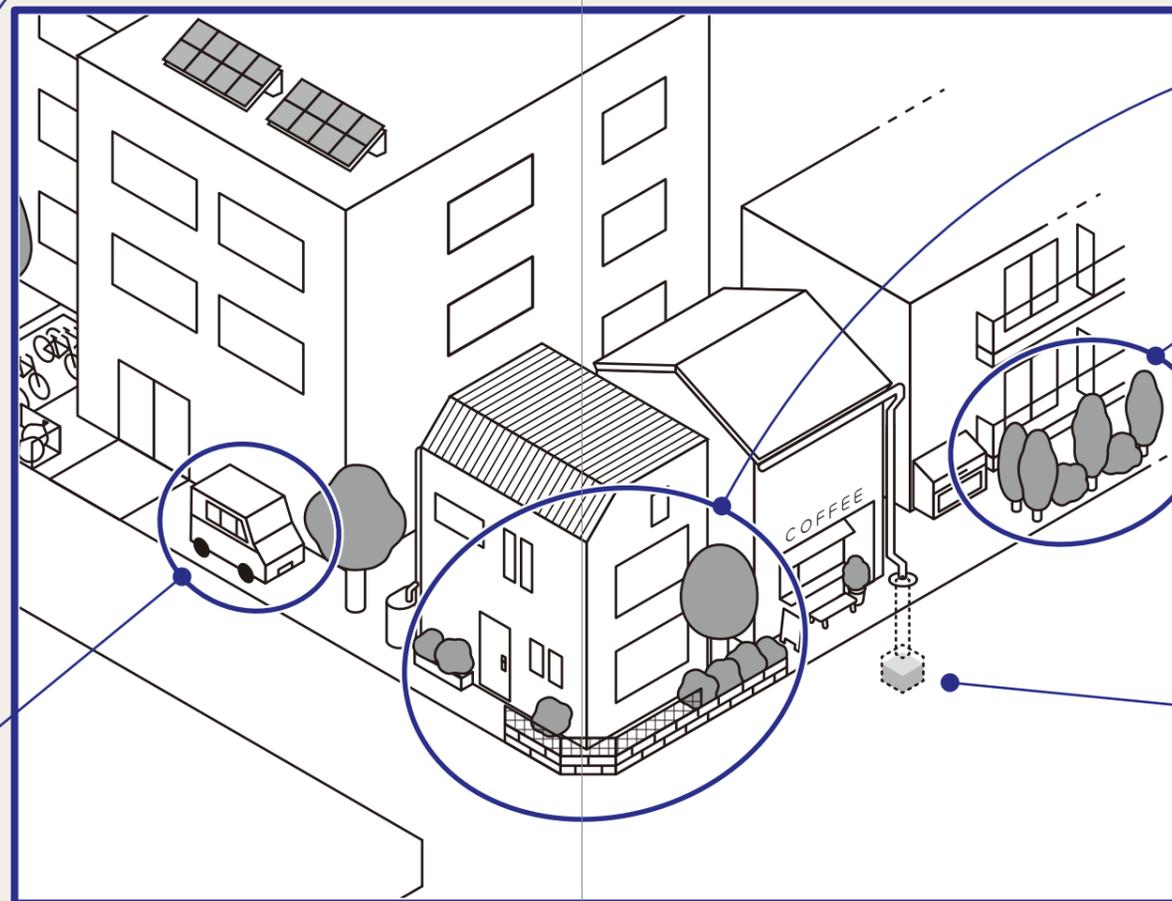
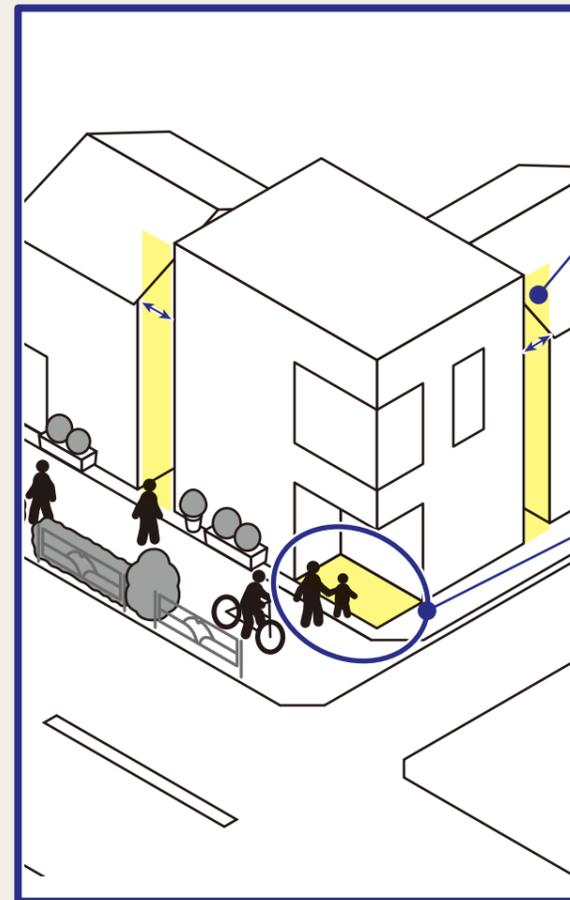
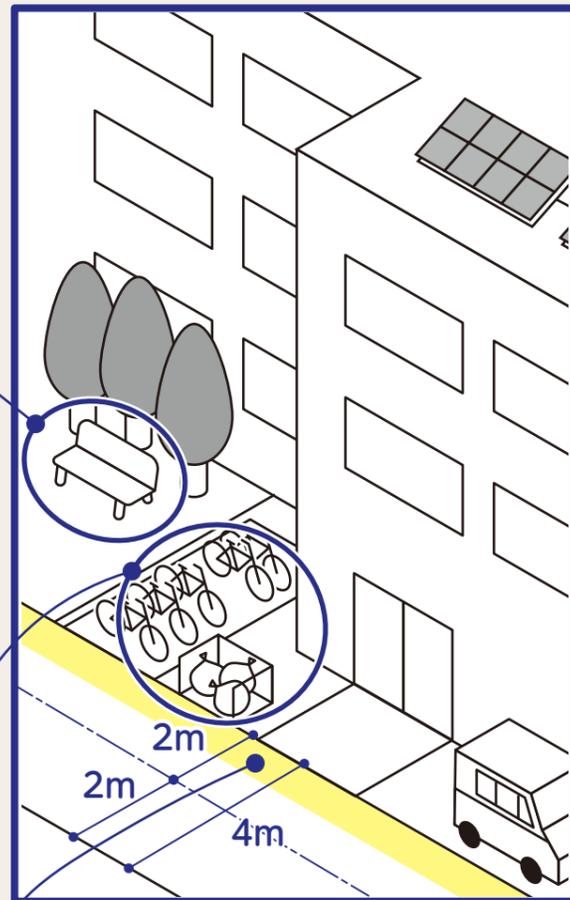
道路状に整備したところに物を置かないようにします

対象：延床面積1500㎡以上の建築物

道路を通行しやすいするために

一時停車スペースの確保

- ・敷地内に宅配便などの一時停車空間を設ける

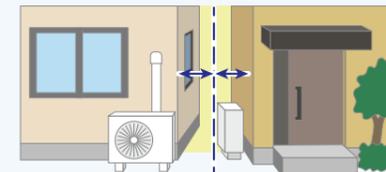


対象：全ての建築物

心地よく暮らすために

生活環境への配慮

- ・室外機の排気の向き、廊下・窓等の向き
- ・隣地との間隔 (基本50cm~)



お隣同士で室外機の排気の向きや廊下・窓等の向きを配慮します

対象：環七に面する敷地

歩道の通行を安全にするために

歩きやすさの確保

- ・歩行者と自転車がすれ違いやすい空間の確保

対象：全ての建築物

災害時の避難路を安全にし、緑化を進めるために

垣、さくの整備

- ・道路や公園、緑道側の垣、さくは、生垣又はフェンスにする

みどり豊かで潤いのある市街地環境にするために

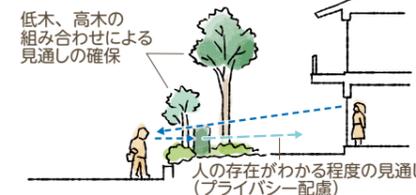
緑化の促進

- ・既存樹木の保全、緑化の創出 (特に道路等から見える場所)

通りの安全性や防犯効果を高めるために

見通しのよい外構

- ・建築物からの人の気配や明かりを感じられる外構計画の工夫



低木、高木の組み合わせによる見通しの確保

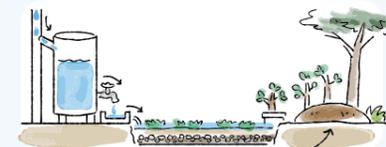
人の存在がわかる程度の見通し (プライバシー配慮)

対象：全ての建築物

浸水被害を防ぐために

雨水対策

- ・建物や敷地内で雨水対策を行う (浸水予想区域、地下室など)
- ・敷地内の雨水貯留浸透施設の設置 (グリーンインフラの促進)



雨庭などを設置して敷地内の緑や土面を多くすることで、雨水が地中に浸透します